

令和 4 年 8 月 30 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01248

研究課題名（和文）環境リスクマネジメントの公法学的基礎理論研究

研究課題名（英文）Study on a Basic Theory of the Public Law concerning the Environmental Risk Management

研究代表者

松本 和彦（Matsumoto, Kazuhiko）

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：40273560

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、公法の観点から、環境リスク・マネジメントを規律する法的枠組みがいかにあるべきかを解明するため、反省法・学習法としての環境法の構造分析を行い、憲法学を中心とする公法学の基礎理論（とりわけ民主主義原理と法治主義原理）に遡って、その有り様を再検討したものである。併せて科学的に不確実な状況下での環境リスク・マネジメントの過少性・過剰性に対処するため、予防原則と比例原則にも再検討を加え、その法構造の一端を明らかにした。その結果、当該法的枠組みは柔軟で可変的なものでなければならず、かつ、民主過程における様々な関係者とのコミュニケーションを受け入れるものでなければならないことが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

環境リスク・マネジメントは、潜在的に危険な環境リスクに対し、受忍可能なコストを支払うのと引き換えに、現在及び未来に向けて、その顕在化を防止しようとするものである。リスク顕在化の防止は、ともすれば必要以上の犠牲を強いるが、リスクを過小評価すれば、顕在化したときに取り返しがつかなくなる。このようなリスク・トレードオフに対処するには、公法学で蓄積のある予防原則と比例原則の議論が有益だと分かった。またリスク・トレードオフへの対処の際、単にリスク・ベネフィット分析を行うだけでなく、民主的コミュニケーションに付することが、価値判断を伴わざるを得ない環境リスク・マネジメントに不可欠だと明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In order to elucidate the legal framework of the environmental risk management from the viewpoint of public law, this study focused on the structure of the environmental law as reflexive and learning law, and reconsidered the importance of the fundamental principles of public law (particularly democracy and rule of law). In addition the principle of precaution and proportionality was reexamined for the purpose of coping with the problems of the environmental risk management under the scientific uncertainty. As a result, it is turned out that the legal framework of the environmental risk management should be flexible and variable, and to be accessible to a wide variety of communications in the democratic process of the society.

研究分野：憲法学、環境法学

キーワード：憲法 環境法 ドイツ法 環境リスク 民主主義 法治主義

## 1. 研究開始当初の背景

この地球上には、温室効果ガス、放射性物質、各種の新規及び既存の化学物質、外来生物、組み換え遺伝子等のいわゆる環境リスクの要因が満ちあふれている。これらはすべて人類の生存にとって脅威になり得るものである。しかし、環境リスクのほとんどは、潜在的危険を持つといて差し支えないとはいえ、そのリスクが本当に顕在化するかと問われると、少なくとも現在の科学技術の水準では、不確定というべき状態にある。しかも環境リスクの除去には、コストが伴うのみならず、それと裏腹の関係にあるベネフィットの断念も招きかねない。ここにはリスク・トレードオフがある。このリスク・トレードオフを上手にマネジメントすることが、環境リスク・マネジメントに求められる。

問題はこのようなマネジメントがいかに行われるべきかにある。単に両者を追えば、「二兎追う者は一兎も得ず」になりかねないし、単に両者を足して二で割るような解決をすれば、たいてい失敗する。例えば、アスベストは有用性があるとはいえ、人体に対して危険があると昔から分かっていた。にもかかわらず、うまくマネジメントすれば、リスクの顕在化を抑えてベネフィットだけを獲得できると信じられ、結局、そのマネジメントに失敗して深刻な生命・身体被害を発生させた。アスベスト製品の製造が中止された今も、建築物等に残されたアスベストのリスクが、解体工事等をきっかけに、いつ何時顕在化するかわからない状況にある。

## 2. 研究の目的

本研究は、環境リスク・マネジメントのあり方に焦点を合わせ、その構造を分析して、あるべき姿を明らかにすることを目的とする。といっても、個々の環境リスク・マネジメントのノウハウを解明しようというのではない。おそらくそれは(少なくとも現時点では)無謀な試みであろう。本研究で扱われるのは、個々の環境リスク・マネジメントを規律する法的枠組みがいかにあるべきかという問題である。この法的判断枠組みの構造分析を公法(特に憲法)の観点から検討しようとするものである。

不確定性の高い環境リスクのマネジメントにおいては、個々のマネジメント主体にとっても分からないことが多いと思われる。それゆえ、当該主体に過度な法的負担を課すよりも、法によって規律づけられた枠内で自由に活動することを認める方が、個々のマネジメント主体の現場での創意工夫を活かしつつ、同時にそのマネジメントの制御を図ることができるのではないかと考えられる。

## 3. 研究の方法

本研究は、公法の観点から、環境リスク・マネジメントを規律する法的枠組みがいかにあるべきかを解明するため、反省法・学習法としての環境法の構造分析を行い、憲法学を中心とする公法学の基礎理論(とりわけ民主主義原理と法治主義原理)に遡って、そのありようを再検討しようとするものである。そのため、個々の環境リスク・マネジメントが展開される場としての法的枠組みに焦点を当て、実体法的検討よりも組織法・手続法的検討に力点を置いて探求を進めることにした。

環境リスク・マネジメントは環境リスクの顕在化の回避・低減を目指すのが、これは被害発生の事前対処を図るものである。しかし何が起きるか不確実な状況下での事前対処は、予測可能性が確保されない中での手探りの対処になりかねないため、リスク顕在化の防止にとって過少な措置になることもあれば、自由や権利を犠牲にする過剰な措置にもなるおそれが出てくる。前者は予防原則の問題であり、後者は比例原則の問題である。両原則の適用範囲についても、法治主義原理に照らして判断する必要がある。

さらに環境リスク・マネジメントの規律は、どうしても専門技術的な判断ができる者の手に委ねられてしまいがちなところ、そこで思考を停止してしまうと、規律の正統性が掘り崩されてしまいかねない。このような場面でも、規律の正統性、とりわけ民主的正統性が問題になることから、本研究では、専門技術性と民主的正統性の関係に絶えず気を配った。

## 4. 研究成果

環境リスク・マネジメントを規律する法的枠組みは、自らがもたらした結果から学び、自己修正するメカニズムを内在化するものでなければならない。そうであれば、それは順応的アプローチ(事態に照らして自らの継続的改善を図る方法)を採用するものになる。すなわち、当該法的枠組みは、柔軟で順応的な対応を可能にする可変的な法的枠組みでなければならないところ、そこに柔軟性を与え、状況の変化に対して順応させるためには、政策指針としての予防原則と法原則としての比例原則を組み合わせるべきと考えられる。本研究では、予防原則と比例原則の原理的検討に加えて、両者の組合せのあり方を提示した。両者の組合せによって、環境リスク・マネジメントの過少性・過剰性の問題に対して、柔軟で順応的な対応が可能になると期待できる。

また、当該法的枠組みに対して、多様な価値観を受け入れさせるため、公的主体によるマネジメントに終始せず、主体外の民主過程における様々な関係者とのコミュニケーションを通じ、

継続的に価値を吟味していく仕組みが必要であるということも新たに分かった。それゆえに、一方で公的主体の権力性と様々な関係者を結びつける統治論と、他方で公的主体に対して様々な関係者の自己主張をもたらす権利論が求められることが明らかになったとあってよい。このことが意味するのは、民主主義原理と法治主義原理の双方について、さらに検討を深めなければならぬということであり、また、実効的な環境リスク・マネジメントに向け、新たな課題が設定されたということであると理解している。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 797
2. 論文標題 学問の自由の憲法的意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本和彦	4. 巻 797
2. 論文標題 性的アイデンティティの法的取扱いをめぐる事例分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 62-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本和彦	4. 巻 HJ100116
2. 論文標題 要指導医薬品の対面販売の義務づけと職業の自由	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 憲法問題としての環境保護 - 民主主義との関係において	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境規制の現代的展開	6. 最初と最後の頁 3-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 466
2. 論文標題 医薬品インターネット販売規制事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 122-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 81
2. 論文標題 公法解釈における諸原理・原則の対抗 - 憲法学から見た比例原則・予防原則・平等原則	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 60-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 比例原則の意義と問題点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法訴訟の十字路口	6. 最初と最後の頁 85 - 125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazuhiko Matsumoto	4. 巻 -
2. 論文標題 Pro et Contra der Urteilsverfassungsbeschwerde	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Verfassungsentwicklung 2	6. 最初と最後の頁 101-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 10
2. 論文標題 辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 263-272
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 15
2. 論文標題 法律の解釈と憲法の解釈の交差	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学・法科大学院ジャーナル	6. 最初と最後の頁 15-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 基本権の私人間効力と日本国憲法・再説	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 憲法の規範力と市民法	6. 最初と最後の頁 121 - 149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 泉南アスベスト事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境法判例百選 (第3版)	6. 最初と最後の頁 32-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 95号
2. 論文標題 デジタル・ネットワーク時代の新しいデモクラシー？	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 GLOBE	6. 最初と最後の頁 8-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 首尾一貫性の要請と平等原則	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ドイツの憲法判例 4	6. 最初と最後の頁 107-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 気候変動訴訟における権利論
3. 学会等名 環境科学会2021年会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 ドイツ連邦憲法裁判所における気候変動訴訟
3. 学会等名 国際比較環境法センター月例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 環境保護の権利構成の意義について
3. 学会等名 環境経済・政策学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kazuhiko Matsumoto
2. 発表標題 Umweltrecht und Grundrechte
3. 学会等名 Deutsch-Japanisches Verfassungsgespraech 2019 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 公的責務履行参加権としての環境権
3. 学会等名 環境情報科学・研究発表大会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 公法解釈における諸原理・原則の対抗
3. 学会等名 日本公法学会 (招待講演)
4. 発表年 2018年



1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 AIネットワーク化と民主主義の行方
3. 学会等名 AIネットワーク時代に向けた法・政策の在り方シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Kazuhiko Matsumoto	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 169
3. 書名 Verfassungsentwicklung - Verfassungsentwicklung im Gesetz	

1. 著者名 渡辺康行、宍戸常寿、松本和彦、工藤達朗	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 488
3. 書名 憲法 総論・統治	

1. 著者名 松本和彦	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 247
3. 書名 事例問題から考える憲法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------